

犯罪被害者等支援について

① 本市の犯罪被害者等支援について

平成 19 年度より犯罪被害者等支援のための相談窓口を設置し、各種取組みを行い、令和 2 年 4 月には大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例を施行、見舞金制度の創設等支援施策の充実を図った。

犯罪被害者等が、平穏な日常生活に再び戻っていただけるよう途切れない支援に取り組んでいる。

<主な取組>

- ・被害発生の初期段階支援（※）、相談対応業務
 - （※）関係機関から情報提供があった場合、本市から被害者等に直接連絡をとり支援を行う
- ・遺族見舞金などの見舞金の支給
- ・日常生活支援等の各種支援（※）
 - （※）ホームヘルプサービス、配食サービス、一時保育費用の助成、精神医療費用の助成、法律相談、市営住宅の優先入居、転居費用の助成 ⇒ ②
- ・広報・啓発 ⇒ ③

② 令和 4 年度における支援の充実について

市営住宅の優先入居、転居費用の助成といった居住の安定に向けた支援を行っており、いずれも転居を前提とした支援となっている。一方で、転居に至るには一定の時間を要し、その間も被害場所である自宅に戻れない犯罪被害者等には、一時的な居住地の確保が必要となる。そこで、被害から転居までの間の一時的な居住地の確保に向けた支援として、大阪府警察の一時避難に係る宿泊制度を受けられた方に対し、その後の宿泊費用等を助成することとし、ニーズに沿った支援の充実を図った。

③ 広報・啓発のうち重点的取組みについて

市立小中学生の保護者向けリーフレットを活用した広報・啓発の実施

（目的）

子どもが被害にあった時に、保護者がその被害に気づき、本市相談窓口など関係機関と連携し、被害にあった子どもへの十分なサポート・ケアにつなげる。

<取組内容>

保護者向けリーフレットを作成し、全保護者へ配付予定。加えて、リーフレットを活用した広報・啓発に幅広く、取り組む予定。

市内各警察署に対する協力依頼

（目的）

犯罪被害者等に本市の制度の周知

<取組内容>

被害直後に犯罪被害者等に接することが多い大阪市内の各警察署に対し、本市の犯罪被害者等支援施策を説明し、犯罪被害者等に対して本市窓口の案内をしていただけるよう、協力を依頼。